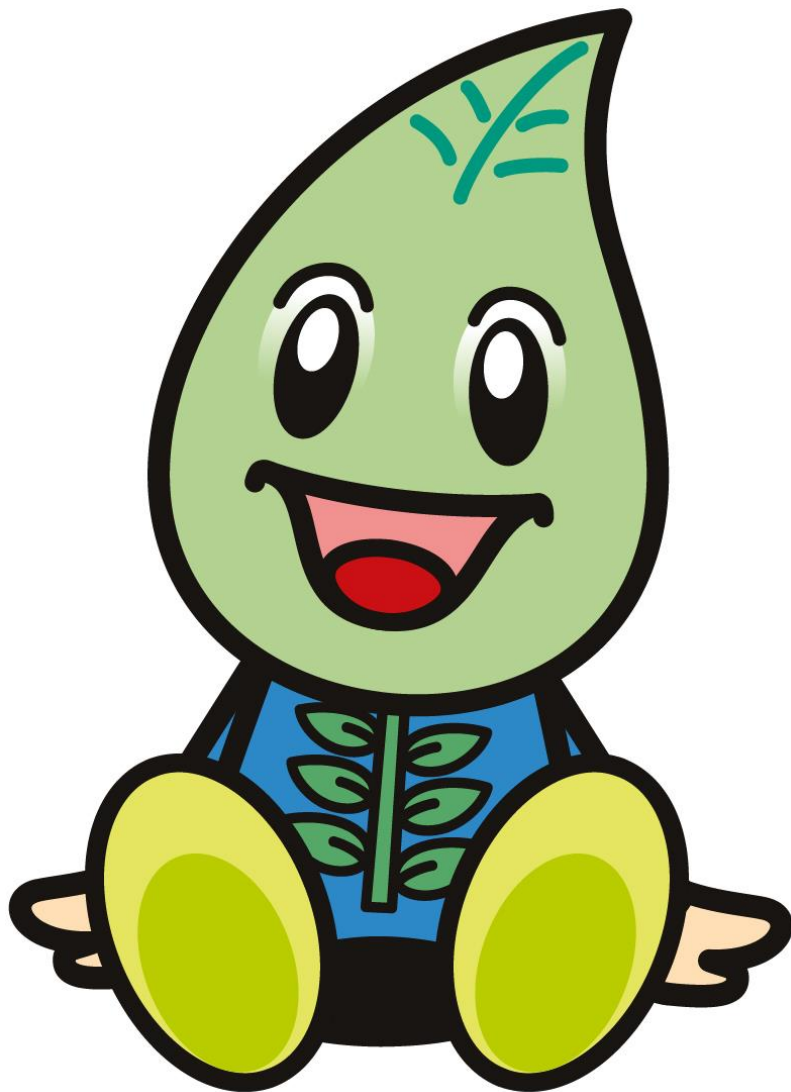


# タブレット端末の持ち帰りについて (保護者用)



令和 3 年 9 月 1 日

保護者様

足立区教育委員会事務局教育政策課長  
森 太一  
足立区立保木間学校長  
金泉 隆一

### タブレット端末の家庭への持ち帰りの実施について（お知らせ）

日頃より足立区の学校運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。  
これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用いたしますが、児童生徒のタブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。  
つきましては、下記の事項についてご確認くださいませようお願いいたします。

#### 記

#### 1 端末の家庭への持ち帰りについて

##### （1）目的

児童・生徒のタブレット端末活用機会の拡充及び家庭学習支援の充実、機器操作方法の習熟や情報活用能力の育成、基礎学力の定着・向上を図る。

##### （2）タブレット端末活用の想定

家庭でのタブレット端末を活用した宿題や授業の予復習、e ライブラリの活用、家庭との情報連絡等を想定しております。

##### （3）タブレット端末の持ち帰り開始時期について

令和 3 年 9 月 7 日（火）・8 日（水）に持ち帰り、9 月 9 日（木）から試験を経て、段階的に実施する予定です。

各自、貸与されたタブレット端末や充電用 AC アダプタ等を持ち帰ります。

なお、持ち帰りの期間や頻度等については、別途児童・生徒に伝えます。

##### （4）インターネット環境の必要性

タブレット端末を家庭で利用するには、自宅の Wi-Fi 環境が必要となります。

持ち帰った際には、タブレット端末をご自宅の Wi-Fi に接続してご利用ください。

なお、Wi-Fi 環境が整っていないご家庭には、LTE 通信対応の Chromebook 端末（NEC 製）を貸与いたします。

##### （5）家庭におけるタブレット端末の活用ルールについて

お子さんと保護者の話し合いにより、家庭におけるタブレット端末の活用方法・ルールを決めます。タブレット端末の活用ルールを守り、タブレット端末を活用するようご指導をお願いします。別添の「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」「Google 及びタブレット端末に関する Q&A」等をご参照ください。

## 2 留意点

(1) 現在、既存の Windows 端末について、持ち帰りに必要な設定変更を学校毎に順次進めています。全児童・生徒が一斉にタブレット端末の持ち帰りが実現するのは、12月となる見込みです。その間は、タブレットの調整や Google アカウントを利用した家庭学習の実施等の工夫をしてまいります。

(2) タブレットの持ち運びの際、必要に応じて手提げ袋等をご用意すると便利です。

＊ 294.6 (幅) × 209.6 (奥行) × 20.4 (高さ) mm の端末が入る手提げ袋

(3) タブレット端末等の貸与物品の紛失、故障、破損があった場合には、速やかに学校に報告してください。故意や重大な過失による紛失や故障、破損があった場合には、修理代金等を保護者様にご負担いただきますので、ご注意ください。

## 3 問い合わせ先

- ・ 持ち帰りの実施時期や内容について  
足立区立保木間学校      03-3884-0416
- ・ タブレット端末の家庭への持ち帰り全般について  
教育政策課学校情報化推進担当      03-3880-5646

# タブレット端末の貸与と利用について

## 【保護者の皆様へ】

足立区教育委員会事務局  
教育指導部教育政策課

足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用いたしますが、児童生徒のタブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

つきましては、ご家庭におけるタブレット端末の管理と利用について、ご留意いただきたい事項は以下の通りです。お子様がルールを守り、タブレット端末をより効果的に活用できるよう、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

### 1 利用の想定

- ・ 宿題や授業の予復習
- ・ eライブラリの活用
- ・ 学校と家庭の情報連絡
- ・ その他、学校が指示するもの

### 2 利用上のご注意

事前に、別添1「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」及び別添2「Google及びタブレット端末に関するQ&A」をお子様と一緒にご確認ください。お子様がタブレット端末を活用する際は、以下の点についてご留意いただきますと共に、お子様にお声がけをお願いいたします。

#### 【管理について】

- ・ 別添3「タブレット端末活用の主なルール（家庭学習編）」（ポスター）をご自宅内に貼っていただき、適切な利用をお願いします。  
なお、このルールとは別に、保管場所や使用時間等について、各ご家庭でルールを設定していただいても構いません。
- ・ タブレット端末について、学校が定めたルールを順守するようお声がけください。
- ・ タブレット端末の利用は、学校、家庭、こども支援センターげんきに限ります。
- ・ 家庭で破損や紛失された場合は、弁償していただく場合があります。
- ・ フィルタリングは設定していますが、有害サイトにアクセスすることが無いようお声がけください。
- ・ 精密機器ですので、落下や水没等が無いようお声がけください。特に登下校時の持ち運びをする際にはカバンやランドセルにしまうようにお声がけください。

### 【利用について】

- ・ SIM カードの入った LTE 通信対応可能な Chromebook 端末（NEC 製）に関して、1 か月あたりの通信容量上限は下記のとおりです。動画など容量を要するコンテンツは、計画的に利用させてください（学校内で利用の際は、通信容量の消費はありません）。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 8 月 3 1 日まで | 5 0 GB             |
| 9 月 1 日から   | 未定です。決まり次第お知らせします。 |

※ GB 数については、契約する業者によっては変動することがあります。

- ・ 情報活用能力を育成する観点からも、調べ学習では端末の検索機能を活用するだけでなく、教科書などのアナログ教材も併用するなど、課題に応じて使い分けるようお声がけください。

### 【その他】

- ・ タブレット端末等の故障や紛失等が生じた際は、速やかに学校の担任の先生にご連絡ください。

# タブレット端末活用のルール (家庭学習編)

足立区教育委員会事務局  
教育指導部教育政策課

足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。

貸与したタブレット端末を通して、機器操作の上達だけでなく、決められたルールを守ることや情報モラルに対する意識を高め、情報活用能力を身に付けた人に成長してほしいと期待しています。

貸与に当たり、「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」を定めました。このルールをしっかりと守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に利用してください。

※ お家の人と一緒にルールを確認しましょう。

※ 以下にあるルールを読んだら、□にチェックを入れましょう。

## 1 端末を使う目的

- ☐ タブレット端末を使う目的は、宿題や授業の予復習、e ライブラリの活用、学校と家庭との情報連絡などです。ゲームや学習に関係ない動画の閲覧など、学習活動に関わることに以外に使ってははいけません。

## 2 貸与する物品について

- ☐ 以下の物品を貸与します。学習に役立ててください。
- ・ Windows 端末 または Chromebook 端末（NEC 製か Lenovo 製）どちらか 1 台
  - ・ 充電用 AC アダプタ 1 台
  - ・ マウス ※マウスは持ち帰りません。

## 3 端末を使うときに注意すること

- ☐ 家庭でタブレット端末を使える時間帯は、お家の人と相談して決めてください。
- ☐ 家庭や学校以外には絶対に持ち出さないでください。
- ☐ 食べ物を食べながら、飲み物を飲みながらタブレット端末を使用しないでください。
- ☐ タブレット端末を使わないときは、必ず電源を切ってください。
- ☐ 紛失、盗難、落下、水濡れ（雨や飲み物がかかる、水没する等）に十分に気をつけましょう。
- ☐ 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないでください。
- ☐ タブレット端末を使う前には、手をしっかりと洗い、よくふいてから使ってください。
- ☐ 湿気の多いところや、日光が強く当たる場所、ストーブの近くなどには置かないでください。
- ☐ タブレット端末にシャープペンシルやボールペン等でふれたり、落書きしたり、磁石をつけ

るなどは絶対にやめてください。

タブレット端末に貼り付けしてあるシールは剥がさないでください。

- この他に学校や家庭で定めたルールを守りましょう。

※ タブレット端末を破損・紛失したときは、修理費用等を家庭で負担していただくことがあります。

#### 4 保管の仕方

- 家で保管する際は、家の方と話し合い、決められた場所で保管しましょう。学校で保管する際は、学校で定められた場所に保管しましょう。
- タブレット端末の電源残量に注意してください。残量が減ってきたら充電をしてください。

#### 5 健康のために

- タブレット端末を使うときは、正しい姿勢を保ち、画面に顔を近付けすぎないように気をつけてください。
- 明るい部屋で使い、暗い部屋では使わないでください。
- 30分に一度は遠くを見るなど、休憩をしながら活用してください。

#### 6 情報モラルについて

- インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができますが、中には有害サイトもあります。家の人とインターネットを使うときの約束をきちんと決めてください。万が一、有害サイトに入ってしまったときは、タブレット端末を閉じ、家の人や学校の先生に知らせてください。
- タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないでください（家庭学習で、タブレット端末を兄弟姉妹で共通で使う場合は除きます）。
- 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）をインターネット上に絶対にアップしないでください。
- SNS 上には、相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込まないでください。
- カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手や公共施設・所有物の管理者・所有者の許可が必要です。

#### 7 設定の変更

- 修理する人、管理する人、貸し出しが終わった後に使用する人が使いにくくなるので、タブレット端末のデスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの諸設定は変えないでください。タブレット端末には、今入っている以外のアプリケーションをインストールしたり、今あるアプリケーションを削除したりしないでください。
- ※ 故意に設定を変更するなどして、端末に不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。

#### 8 不具合や故障

- タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときや、故障、紛失したときは、速やかに担任の先生に連絡してください。

## 9 その他

- タブレット端末を正しく利用できるように、ポスター「タブレット端末活用の主なルール（家庭学習編）」を家の見やすい位置に貼ってください。また、自分で決めたルールや家の人と決めたルールをポスター内の「マイルール」に書き込んでください。